

大渕地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、大渕地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、大渕農村環境改善センター（アイク）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、掛川市自治基本条例の理念「生涯学習・歴史文化の尊重」および基本原則「情報の共有・参画・協働」に基づき、地区住民が連携して誰もが住みたくなるよい大渕地区のまちづくりを目指すことを目的とする。

(区域)

第4条 協議会の区域は、大渕地区の範囲とする。

(構成員)

第5条 協議会は、大渕地区内に居住する住民及び大渕地区内においてまちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）を構成員とする。

2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第7条の理事会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的達成のために、次の事業を行う。

(1) 地区内で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関すること。

(2) 実施事業の検証及び改善に関すること。

(3) 地区まちづくり計画の策定に関すること。

(4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。

(5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。

(6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(組織)

第7条 協議会は、総会、理事会、事業説明会、企画部会、専門委員会、一斉専門委員会及び正副専門委員長会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監事を置く。

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長	1人
(2) 副会長	2人以内
(3) 理事	13人以内
(4) 専門委員長	8人以内
(5) 会計長	1人
(6) 相談役	1人
(7) 事務局長	1人
(8) 監事	2人

2 前項のうち、相談役については第12条を優先する。

(役員決定)

第9条 会長、副会長、会計長、相談役、事務局長、監事は、理事会において選出し、総会で承認を得る。

2 理事は、別表に定められた者をもって充てる。

3 専門委員長は、輪番制を基に選出し、総会で承認を得る。

(役員職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。

(4) 専門委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会を統括する。

(5) 会計長は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(6) 相談役は、協議会の重要事項について助言する。

(7) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。

(8) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員任期)

第11条 協議会の会長の任期は、原則1期2年とし、最長3期6年とする。

2 協議会の副会長、理事、専門委員長、会計長、事務局長及び監事の任期は、原則2年とする。

3 相談役の任期は原則1期2年とし、最長3期6年とする。

4 役員は、重任（監事を除く）、再任することができる。

5 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第12条 協議会は、必要に応じて、理事会の承認を得て、相談役を置くことができる。

(役員等の報酬)

第13条 役員等に対しては、会長が総会の議決を経て、別に定める「役員等報酬支払規程」に基づき支給することができる。

(総会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は別表に定められた者をもって充てる。

(総会の開催)

第16条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 代議員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の二週間前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第18条 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、理事会役員の中から選出する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した代議員（委任状を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第21条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画、予算、決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

- (3) 役員の承認に関する事。
- (4) 地区まちづくり計画に関する事。
- (5) その他必要と思われる事項に関する事。

(総会の公開)

第 22 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

(理事会の構成)

第 23 条 理事会は、相談役及び監事を除く役員をもって構成する。

(理事会の招集と議長)

第 24 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

第 25 条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 総会に付議すべき事項のうち、総会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要する事項。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(事業説明会の構成)

第 26 条 事業説明会は、別表に定められた者をもって構成する。

(事業説明会の招集と議長)

第 27 条 事業説明会は、会長が必要の都度年数回の範囲内で招集する。

2 会長は、事業説明会の議長となり、議事を整理する。

(事業説明会の審議目的)

第 28 条 事業説明会は、理事会審議事項の周知及び理事と事業説明会構成員との意見交換の場とし、広く委員の意見の把握に努め、理事会議事審議にいつそうの検討の幅をもたせることを目的とする。

(企画部会の構成)

第 29 条 企画部会は、会長、副会長、会計長、相談役、区長会長経験理事、農業代表理事、商工業代表理事及び事務局長で構成する。

2 審議する案件により、有識者を出席させることができる。

(企画部会の招集と議長)

第30条 企画部会は、必要に応じ、その都度招集する。

2 会長は、企画部会の議長となり、議事を整理する。

(企画部会の審議目的)

第31条 企画部会は、まちづくり計画に関する組織、実行計画、予算等の広範囲な内容について基本的な検討を行い、もってそれを推進すべく理事会等への企画提案を行うことを目的とする。

(専門委員会の構成)

第32条 協議会に次の専門委員会を置く。

(1) 地域活性化委員会(内部に地域美化部会、地域観光部会を置く)

(2) 教育・文化委員会

(3) 交通安全委員会

(4) 防災・防犯委員会

(5) スポーツ・健康委員会

(6) 福祉委員会

(7) 環境委員会(内部に有害鳥獣対策部会と環境保全部会を置く)

2 専門委員会は、大淵地区においてまちづくりを行う団体及び構成員で構成する。

3 副専門委員長は、輪番制を基に選出する。

(専門委員会の役割)

第33条 専門委員会は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

2 専門委員会の会議は、専門委員長が必要に応じて招集し、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 各専門委員会の事業計画及び予算に関すること。

(2) 各専門委員会の実績報告及び決算に関すること。

(3) その他専門委員会の運営等に必要事項。

(一斉専門委員会の構成)

第34条 一斉専門委員会は、大淵地区においてまちづくりを行う団体及び構成員で構成する。

(一斉専門委員会の招集)

第35条 一斉専門委員会は、必要に応じ、その都度招集する。

(一斉専門委員会の審議目的)

第36条 一斉専門委員会は、専門委員会活動の理解を深めるとともに、計画の企画立案等を行うことを目的とする。

(正副専門委員長会の構成)

第 37 条 正副専門委員長会は、第 32 条に定められた委員会の正副委員長および、会長、副会長、会計長、区長会会長及び事務局長をもって構成する。

(正副専門委員長会の招集)

第 38 条 正副専門委員長会は、必要に応じ、その都度招集する。

2 会長は、正副専門委員長会の議長となり、議事を整理する。

(正副専門委員長会の審議目的)

第 39 条 正副専門委員長会は、各専門委員会活動の理解を深めるとともに、意見交換を行い、各委員会活動のより一層の活性化を図ることを目的とする。

(経費)

第 40 条 協議会の経費は、自治区並びに各種団体からの助成金、市交付金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 41 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(議事録及び議事録署名人)

第 42 条 総会、理事会および事業説明会の議事録には、日時、場所、議決事項およびその内容等を明記し、議事録署名人として正副会長は記名捺印する。

2 議長は出席する協議会役員を議事録作成者に指名できるものとする。

(監査)

第 43 条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会において報告する。

(書類の整備)

第 44 条 協議会は、次に掲げる書類等を備え付け、これを保存しなければならない。

- (1) 大淵地区まちづくり協議会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納簿及び関係書類
- (4) 総会及び各種会議資料並びに会議記録
- (5) その他必要と認める書類

2 協議会は、構成員による書類等の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(保存期限)

第 45 条 書類の保存期限は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 大湊地区まちづくり協議会規約 | 永久 |
| (2) 役員名簿 | 5年 |
| (3) 金銭出納簿及び関係書類 | 7年 |
| (4) 総会及び各種会議資料並びに会議記録 | 5年 |
| (5) その他必要と認める書類 | 5年 |

(委任)

第 46 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

(細則)

第 47 条 この規約を施行するにあたって必要がある場合には細則を定めることができる。細則が制定されたときには、次の理事会及び総会にその旨を報告し、承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

理事	区長会長経験者、区長、農業代表、商工業代表
理事会構成員	会長、副会長、会計長、理事、専門委員長、事務局長
事業説明会 構成員	会長、副会長、会計長、区長会長経験者、農業代表、商工業代表、民生委員代表、各シニアクラブ(老人会)代表、各区女性部代表、こども園・小・中 PTA 代表、若つつじ学園大淵地区コーディネーター、消防団第4分団長、各区中老代表、各区青年代表、事務局長
代議員 (総会構成委員)	会長、副会長、会計長、相談役、理事、正副専門委員長、副区長、民生委員・児童委員代表、各シニアクラブ(老人会)代表、各区女性部代表、こども園・小・中 PTA 代表、若つつじ学園大淵地区コーディネーター、消防団第4分団長、各区中老代表、各区青年代表、監事、事務局長